

Radiology Ultrasound (Rad-US) 研究会会則

名称及び事務局

第1条 本会はRadiology Ultrasound (Rad-US) 研究会と称する。

第2条 事務局は東京慈恵会医科大学放射線医学講座におく。

目的

第3条 本会は超音波診断に関する正確な知識の普及をはかり、医師・診療放射線技師・臨床検査技師・看護師等の超音波検査の資質の向上を目的とする。

役員

- 第4条 1. 本会には代表世話人1名、世話人 若干名、監査1名を置く。
2. 代表世話人は世話人会に互選により決定する。
3. 新たな世話人の推薦は世話人より行い、世話人会で承認を受ける。

世話人会

第5条 世話人会は代表幹事が召集し議長となる。

事業

- 第6条 1. 研究会を原則年2 回開催する。
2. その他本会の目的を達成するための必要な事業を行う。
3. 研究会およびその他の事業は関連企業または団体と共催することを妨げない。

経費および会計

- 第7条 1. 本会の経費は研究会参加費、その他収入をもってこれにあてる。
2. 本会の会計は事務局で管理し、年度は4月1日から翌年3月31日までとする。
3. 世話人より選出された監事が会計監査を行い、世話人会で報告する。

その他

第8条 本会会則は平成28年7月19日より施行し、改訂は世話人会の承認を要する。

第9条 本会則を施行するについての細則は、世話人会の議を経て別に定める。

平成 28 年 7 月 19 日 施行